

(書式 1 - 1)

株式交換契約書

株式交換契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と△△△△株式会社（以下「乙」という）との間で、以下のとおり株式交換契約を締結する（以下「本契約」という）。

(本契約の目的)

第 1 条 甲乙は、甲を乙の完全親会社とし、乙を甲の完全子会社とするため、本契約を締結する。

(株式交換の日)

第 2 条 株式交換の効力発生日（以下「株式交換の日」という）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(新株の発行及び株式の割当等)

第 3 条 甲は、株式交換に際し、新株式として普通株式〇〇〇〇〇株を発行し、株式交換の日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ）に対し、各株主が所有する乙の普通株式〇株につき甲の株式〇株を割当交付する。

(資本金及び準備金)

第 4 条 1 (省略)

2 (省略)

(株式交換交付金)

第5条 甲は、株式交換の日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき金〇〇〇〇円の株式交換交付金を、株式交換の日後、遅滞なく支払う。

(株主総会における承認等)

第6条 甲乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日にそれぞれ株主総会を開催し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲乙は、本契約締結後、株式交換の日の前日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、実行する。

(株式交換前に就任した役員の任期)

第8条 株式交換の日前に甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本株式交換がない場合に在任すべき時までとする。

(利益配当の限度額)

第9条 第2条所定の株式交換の日である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに行う利益配当の配当総額の上限額は下記のとおりとする。

記

甲 金 \_\_\_\_\_円

乙 金 \_\_\_\_\_円

(株式交換条件の変更及び株式交換契約の解除)

第10条 本契約締結の日から株式交換の日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(規定外事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、株式交換に際し必要な事項は、法令及び本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ決定する。*Asahi Chuo*

以上のとおり契約したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

○○○○株式会社

代表取締役 \_\_\_\_\_

(乙) ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

△△△△株式会社

代表取締役 \_\_\_\_\_

## 解説

株式交換をする場合は、株式交換契約を締結しなければならない（会社法 767条）

株式交換契約で定めなければならない事項は法定されている（会社法 768条）。

会社法施行の日（平成18年5月1日）から1年を経過すれば（会社法附則 4）、株式交換完全親会社は株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付することが出来るようになった（会社法第768条第1項第2号）。

